

平成28年第31回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成28年第31回岩手町農業委員会総会は、平成28年11月22日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農地法により使用貸借権設定された農地の解約について
- (2) 報告第2号 農地法第18条6項の規定による通知について
- (3) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (4) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (5) 議案第3号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (6) 議案第4号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 山口 弘
- 3番 國枝 金一
- 4番 細野 清悦
- 7番 太布 光則
- 8番 田中 正志
- 9番 遠藤 美江子
- 10番 佐々木 金見
- 11番 横澤 稔秋
- 13番 佐々木 夏子
- 15番 幅 清一
- 16番 福士 好子
- 17番 遠藤 幸夫
- 18番 佐々木 由和(職務代理)
- (議長)19番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- 2番 中村 重信
- 5番 井戸 ツヨミ
- 6番 黒澤 金一
- 12番 澤村 博美
- 14番 千葉 静子

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長	民部田 政彦
農地振興係主幹	滝川 勉
副主幹	府金 昌代
主任	畑中 功

(開会時刻 午後1時30分)

議 長 ただいまから第31回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の欠席通告者は、2番中村重信委員、5番井戸ツヨミ委員、6番黒澤金一委員、12番澤村博美委員、14番千葉静子委員の5名であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。8番田中正志委員、9番遠藤美江子委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります報告2件、議案4件と1件の追加議案が提出されております。お諮りします。報告2件、議案5件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告2件、議案5件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書1ページをご覧ください。報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、ご説明いたします。

土地の所在は川口6地割地内の田3筆、合計面積1,998平方メートルであります。砂利採取事業者に転貸するために使用貸借契約を解約しようとするものです。以上報告第1号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま報告第1号の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、を終わります。

議 長 報告第2号、農地法第18条6項の規定による通知について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書3ページをご覧ください。報告第2号、農地法第18条の規程による合意解約通知について、ご説明いたします。

土地の所在は江刈内第24地割及び第26地割地内の畑1筆、田3筆、合計面積12,095平方メートルの土地の賃貸借を今回合意解約しようとするものです。

以上報告第2号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま報告第2号の説明が終わりました。この件について皆さんから質疑がございましたら受けたいと思います。

(なしの声)

15番幅委員 解約して新たに契約する予定ですか。

事 務 局 貸出人は別の方に譲り渡しを考えているようです。売買です。

議 長 売買を考えているそうです。あとございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第2号、農地法第18条6項の規定による通知について、を終わります。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書5ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条第1項の規程による

許可申請に対する可否の決定について、ご説明いたします。

受付番号19番から22番の4件は農業者年金受給要件を満たすために子と使用貸借権設定をしようとするものです。

受付番号23番24番は親子間の贈与案件でございます。

なお、議案第1号につきまして現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。続いて、現地調査員の報告をお願いいたします。

15番幅委員 第3条の受付番号19番の農地の使用貸借の件について、15番幅より現地調査の結果を報告します。11月20日に現地に行って確認して参りました。農地の所在は一本柳地区でございます。現地を確認したところ、適正に管理されております。ここでは育成の和牛、ホルスタインを飼育しておりました。周辺の農地への影響や地域の影響について支障がないものと判断され、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認して参りました。続いて、第3条の受付番号20番の農地の使用貸借の件についてですが、同じく20日に見て参りました。農地の所在は日の神子地区でございます。現地を確認したところ、ここでは和牛を飼育しておりました。どの農地も適正に管理されており、周辺の農地への影響や地域の影響について支障がないものと判断され、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認して参りました。以上です。

16番福土委員 現地調査の結果を委員番号16番の福土から報告いたします。本日午前9時から事務局2名と、1番山口委員、15番幅委員と私とで現地を確認して参りました。受付番号21番農地の貸借について、農地の所在地は、下浮島地区で旧●●から南へ1キロメートルほど先の農地。受付番号22番の農地の所在地は新田地区で、申請者宅に隣接する農地。もう一つは土川地区で土川地区集会所から東へ400メートルほど先にある三角の小さな農地でした。現地を確認しましたところ、どちらも農地として適正に管理されており、周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。そして、受付番号23番の件について、地区は横田地区で、国道4号久保口交差点から北西へ500メートルほど先にある農地でした。現地を確認しましたところ、農地として適正に管理されており、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。一言申し添えるとすれば、今のうちに除草剤をかけて来年の春に備えていただければいいのかなというふうに確認いたしました。以上です。

11 番横澤委員 受付番号 24 番、農地の贈与の件につきまして、11 番横澤より調査の報告をいたします。11 月 20 日に農地を確認してまいりましたが、地区は細沢地区で、細沢地区多目的集会所付近の北側と南側の道路沿いに広く点在する農地でございました。現地を確認したところ適正に管理され、周辺の農地への影響や地域への影響についても、支障が無いものと判断して参りました。以上でございます。

議 長 ただいま受付番号19番から24番までの現地調査の報告をいただきました。これらの件につきまして皆さんから質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。別紙のとおり、農地法施行令第 15 条第 1 項の規定により提出された許可申請について、同条第 2 項の規定により意見の決定を求める。の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書 19 ページをご覧ください。議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、ご説明いたします。

受付番号 12 番から 15 番は一時転用案件でございます。

土地の所在は川口第 6 地割地内の田 14 筆、合計面積 11,136 平方メートル、所有者は 4 名でございます。平成 30 年 5 月まで砂利採取のため一時転用しようとするものです。なお、議案第 2 号につきまして現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査員の方より報告をお願いいたします。

1 番山口委員 1 番山口から報告をいたします。本日午前 9 時から事務局 2 名と 15 番幅委員、16 番福土委員と私とで現地を確認して参りました。受付番号 12 番から 15 番までの件について、同じ案件なのでまとめて報告いたします。

地区は雪浦地区で、●●の東側 200 メートルほど先にまとまってある農地でした。いずれの農地も田として使用されており、現在の土地の利用状況も農地を転用する計画の内容、周辺農地への影響など、いずれについても問題が無く、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認いたしました。以上で終わります。

議 長 ただいま受付番号12番から15番までの現地調査の報告をいただきました。これらの件につきまして皆さんから質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第3号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり策定された平成28年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書 26 ページをご覧ください。議案第3号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、ご説明いたします。

受付番号 63 番から 68 番は、今年度実施中の上浮島地区の農地中間管理事業に係る農地の使用貸借と賃貸借になります。農地所有者が公社に貸付した農地を記載の方々が各々貸借しようとするものです。

以上議案第4号に係る事務局説明を終わります。

議 長 事務局より説明をいただきました。この件について皆さんから質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

15番幅委員 飼料作物と記載ありますが、牧草ですか。デントコーンですか。

事 務 局 そこまで詳細に調べておりませんが、まとめて飼料作物という書き方しております。

議 長 あとございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第3号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第4号ですが、私に関係する事項が含まれることから、議事を佐々木職務代理者に引き継ぎ、退席させていただきます。

(松本会長退席)

職務代理者 それでは引継ぎいたします。続きまして、議案第4号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、別紙のとおり策定された平成28年度岩手町農用地利用配分計画について、意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書32ページをご覧ください。議案第4号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、ご説明いたします。
議案第3号により議決いただいた農地を33ページから記載の方々へ農用地利用配分計画により配分しようとするものでございます。
以上議案第4号に係る事務局説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第4号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、を原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

職務代理者 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

(19番松本会長復席)

議 長 追加議案に入ります。追加議案第1号、農業委員会制度の改正に伴う条例等の改正について、平成28年4月1日に施行された農業委員会制度の改正法に伴う条例等の改正について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 今回この法改正によりまして、12月の町議会に改正と条例を提案いたします。

12月議会に提案する条例は3つございます。「岩手町農業委員会の委員の定数に関する条例」の全部改正、「非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」及び「証人等の実費弁償に関する条例」この3つの条例を12月議会に提案いたします。第1、条例案の制定の趣旨ですが、農業委員会等に関する法律が改正されたので所要の整備をするものです。第2、条例案の内容ですが、「岩手町農業委員会の委員等の定数に関する条例」の中では、農地利用最適化推進委員が新設されるため、それに関する条項を作ります。農業委員の定数が現行の19名から10名になるため定数の変更をします。農地利用最適化推進委員の定数を16名と定めます。

というのが「岩手町農業委員会の委員の定数に関する条例」の改正材料になります。「非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」は、今まで特別職の中に「農地利用最適化推進委員」という名称がございませんでしたので、これを付け加えるということでございます。その「農地利用最適化推進委員」の報酬を定めるというこの2点が報酬及び費用弁償に関する条例の改正点になります。「証人等の実費弁償に関する条例」は、法改正に伴う引用する条項のずれを修正するものがございます。第3、関係資料として、農業委員会等に関する法律の新旧対照表を添付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

その他特記事項ですが、1、経過措置として、同法施行の際に在任する農業委員は、任期満了の日まで在任するものとされており、本町の農業委員の任期は平成29年7月19日であるから、翌日の平成29年7月20日から改正条例が施行になるということでございます。既存の条例等の改廃、制定につきましては、1段目の岩手町選挙管理委員会委員長専決事項と岩手町選挙執行規程では、農業委員が公選制でなくなるという改正でございます。これは選挙に関わる規程ですので、総務課で改正していただくことになります。続きまして、岩手町農業委員会規程、農業委員の定数が10名になったことによりまして、小委員会という立場で協議する人数でなくなるので、小委員会制を廃止しようと考えております。小委員会制を廃止することに伴って改正が必要になるものがございます。続きまして、岩手町農業委員会

事務局組織に関する規程、岩手町農家基本台帳点検等実施規程は、公選制廃止に伴う条項の改正を行なうものでございます。続いて、岩手町農業委員会会議規則は、小委員会制の廃止に伴う改正、岩手町農業委員会小委員会規程は、小委員会制が廃止になりますので、この規程自体を廃止するというものでございます。岩手町農業委員会委員の選任に関する規則は、農業委員の選任の手続に関する規程を制定するものでございます。選任に関する規則の内容については、公募の様式を定めるものになります。

最後の岩手町農業委員会委員候補者審査委員会規程は、農業委員候補者の審査等について制定するものでございます。公募・応募のあった候補者は、町長が振り分けをするのではなくて、企画商工課の課長であったり農林環境課長であったり町長だったりするメンバーが選考をするという規程を作るというものでございます。ここまでが条例の改正に伴う規則・規程の変更点でございます。議案に係るものは以上になります。

議 長 新制度に変わるということで、今事務局から説明をいただきました。皆さんの方から何かありましたらお願いします。

1 5 番 幅 委 員 事務局が説明をしたわけですが、委員が 10 名というのは、もう本当に 10 名に決まったのですか。

事 務 局 それは 12 月議会定例会で決まります。議員の全員協議会で説明して、その後産業経済審議会と行財政審議会で審議いただいて、原案を可とする答申をいただいております。その答申の結果を基に 10 名、16 名という定数で 12 月議会に上程する予定です。

4 番 細 野 委 員 10 名という定数に至った経緯をお聞きしたいのですか。

事 務 局 町長、副町長、総務課長、財政担当を交えて話し合いをしました。農業委員会交付金は委員報酬の半分に満たない程度しか交付されていない事実があります。現行の委員は 19 名ですが、改正後は農業委員と農地利用最適化推進委員を合わせると 26 名になります。7 名増えます。7 名増えると報酬の額も増えますが、報酬の増額分も含めて検討し、それに合わせて人数を調整したという形になります。

町長、財政当局の考え方としては、これでも今まで以上の活動ができるのではないかとということでございました。

4 番細野委員 改正しても交付金は同じですか。

事務局 農業委員会交付金は 48 パーセント程度いただいております。今度は農業委員会交付金に加えて、農地利用最適化推進委員に対する交付金をたしても 51 パーセント程度しか充当されないのではないかと考えられます。3 パーセントくらいは増えると思います。

18 番佐々木委員 昨日、会長も出席して議員と懇談会がありました。その中で 10 名というのは、国のこの法律ができた時点で現人数の大体半数に抑えるというのが一番のネックではないか。今事務局から説明がありましたが、だいたい今の人数から半分くらいにもっていきなさいよ、というのが出てきますので、それが一番のネックだと思います。基準になっていると思います。

議長 基本的には、農地利用最適化推進委員の人たちに現場をみてもらう、農業委員会の人たちには議決案を審議してもらう、という 2 段階の建前なのですが、私たちが今までやってきた現場に行って決定したり意見をいただいたりしてきているわけで、しっかり区分けをしなさいと言われると何か断ち切れない、やはり自分の地区、見てきた地域というのはいつも脳裏にあるんですね。そこで改正により農業委員は議案の審議だけやりなさいといわれても、何かこう、踏ん切りがつかない。というのはどこの市町村でも現場からの声というのはそうなんですよね。ただ佐々木委員がおっしゃったように、国では半数にしなさいという指針を出して半強制的にそういう感じでやって。現場を見る人たちは議決権がないというところで、農業委員会に出る必要があるのかというと、議決権がないけれども意見を頂戴することができると思いますが、その辺すっきりしないところの現農業委員の現実的な声がどこの市町村にもあると思います。あと、やはり予算ありきの定数の感じでございましたので町長との面談で話をしまして「いや、それはない」ということでございましたが、必要あれば特にも皆さん農業について言っているとおり、もう少しプラスアルファしていただけるように私たちも声を出していくことも大事なのかなと思いつつも、定数等についてもいたしかたがないのかなと。もし変えていかなければならないのならば頃合を見て、条例でするのでそのときそのときに対応していく形になっていくのかなということです。今 7 市町が今年の 4 月 1 日から新しい制度で動いておりますが、いろいろお話を聞きますと、やはりどうしても一緒に動いた方がいいということで結構両方で動いているところもあるようですし、最適化推進委員が農業委員会議に 1 回も出ていないというところもあるようで、まだちょっと温度差があるというふうに、先行市町についてはそのように感じております。いよいよ私た

ちも、自分たちの方のプラス、手本になるだろうと、思っているいろいろな面談などしながら進めておりますが、国からの指針が過半にしないよと、ということで、現場にも農業委員一人が付いて見て回る数が必要だということで岩手町の場合は農業委員が10名、農地利用最適化推進委員が16名ということになるのかなというふうに思います。条例は12月議会で決まるそうですが。

議 長 改正について、あと、皆さんの方からご意見等ございませんか。

13 番佐々木委員 担当区域については大体このような案ということですか。

事 務 局 今、農業委員会制度の改正について順番に条例・規則の改正をしていこうと思っております。担当区域については農業委員会が定めることとなりますので、今の案はこのような案であるということでございます。募集の時期ですが、来年の1月下旬には募集を始めたいと思っておりますので、12月10日位にはその案をまとめて農業委員の皆様にお諮りしようと思っております。ついては、ここの区割りがうまくないのではないかとというのがあればご意見を賜りたいと思います。昨日の議会との懇談会の時にどのように区割りを考えているのか聞かれ、できれば12月議会前に案を出してほしいと議員から要望がありましたので、これでよければ案として議会に提出しようかと思っております。

13 番佐々木委員 では、農業委員は担当区域がなしのまま募集するのですか。

事 務 局 農業委員は担当区域がなく、農地利用最適化推進委員は担当区域があります。

15 番幅委員 認定農業者は6人で中立委員1人...とありますが、中立委員とはどんな人ですか。学校の先生とかですか。

事 務 局 それはどこの農業委員会でも困っている例で、農業で生計を立てていないとか、農業に従事していないというところで商工会に依頼したりサラリーマンに依頼しているというところもあるようです。国で望ましいと思っているのは司法書士や弁護士で、説明している資料を正確に読みますと、「「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者」は特定の資格等が求められるものではなく、弁護士、司法書士、行政書士等のほか、例えば、会社員、商工事業者、消費者団体関係者、教育関係者など、農業に従事していない広範な者が該当し得ます。」ということですので。この前の農業委員の研修会の情報では郵便局の奥さんというところもあり、ど

この市町村でも困っている様子でした。他市町の実例としては、農協のOBであったり商工会議所に推薦依頼を考えていると聞いてございます。●●市では今のままだと、大学の先生に依頼したいと考えているようです。●●市も私たちと同じ来年改選予定の市でございます。

事務局 規則規定の改定についてご理解いただけましたでしょうか。とりあえず承認されてから更にもう少し説明したいと思います。

議長 追加第1号議案、農業委員会制度の改正に伴う条例等の改正について、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。では追加議案について終わります。

議長 この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第31回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時24分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長

印

8番

印

9番

印